

島根地方最低賃金審議会 第417回会議 公開用議事録

- 1 日 時 令和2年8月3日（月） 午前9時00分～午前9時45分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席4名 定数5名
労働者代表委員 出席5名 定数5名
使用者代表委員 出席5名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安」の伝達について
○ 令和2年賃金改定状況調査結果について
○ 最低賃金と生活保護の乖離額について

(冒頭に、NHK、山陰中央新報社の取材及びカメラ撮影(頭録り収録)、その後開会)

【会 長】 ただ今より、島根地方最低賃金審議会第417回会議を開会します。
まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしています資料等につきまして、ご確認をお願いします。

会議次第が1枚、会議資料その1として赤インデックスのナンバー1からナンバー3までとしたものをお配りしておりますので、確認願います。

資料ナンバー1が、中央最低賃金審議会から令和2年7月22日に答申のありました、「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の答申文で、4枚物です。

資料ナンバー2が「令和2年賃金改定状況調査結果」で5枚物となります。
続いて資料ナンバー3が、「生活保護と最低賃金」で3枚物です。

そして資料ナンバー4が、島根県労働組合総連合からの意見書で、7枚物となっております。

そのほか、資料その2、青のインデックスの資料は、前回お配りしております資料の差し替え分となっております。

また、本日は追加で、新型コロナウイルス感染症関係の3枚物の資料を一

番下にお付けしております。

事務局からの提出資料は以上でございます。

【会 長】 それでは、事務局から定足数について説明してください。

【指導官】 委員の出席状況等につきまして、ご報告いたします。

本日は、公益代表委員の本間委員から欠席の連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は有効に成立しますことを、ご報告いたします。

【会 長】 事務局から、本日の会議の公開について説明をお願いします。

【指導官】 本日の会議の公開につきまして、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月21日から7月30日まで掲示いたしました結果、傍聴者は報道関係者がカメラマンを除き3名と、その他3名の合計6名となっております。

【会 長】 本日の会議の公開については、前回、第416回審議会で決定したとおり、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条を適用し、議題2、3の事務局説明までは会議を公開といたしまして、その後は第6条ただし書を適用し、非公開といたします。

したがいまして、本日の傍聴者の方には、事務局からの説明が終了した時点で退出をお願いしますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

また、議事録については、第7条第2項により議題2、3の事務局説明までは公開とし、その後は第7条第2項ただし書を適用して非公開とし、第7条第3項により議事要旨のみを公開することとしますので、御承知おきください。

それでは、会議次第の2番目、「中央最低賃金審議会の目安の伝達及び賃金改定状況調査結果」について事務局から説明をお願いします。

【室 長】 お手元の資料の赤いインデックスの資料ナンバー1「令和2年度地域別最低

賃金額改定の目安について（答申）」の説明をさせていただきます。

令和2年6月26日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会会長に諮問が行われ、その後、目安小委員会を開催し、小委員会報告が取りまとめられ、7月22日に中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に答申がなされております。

では、本年度の地域別最低賃金額改定の目安について説明します。1ページ目が答申文の本文です。答申は、目安金額について労使の合意が得られず、目安を定めるに至りませんでした。地方最低賃金審議会における審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を提示するものとされたものです。

記の3では「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、中央最低賃金審議会の公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く希望するものである。」と、されております。

政府に対する要望として、記の4に、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対して強く求めています。

記の5に、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を求めています。

答申文は以上のとおりですが、次のページに、別紙1として目安に関する公益委員見解が記載されております。

1で、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況、今後の感染症の動向の不透明さ、こうした中でも雇用の維持が最優先であること等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当との結論を下すに至ったとのことで、地方最低賃金審議会においては、審議に際し、上記見解を十分に参酌し、地域の経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望するとなっております。

2の(1)で、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、「特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保されるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、最低賃金は経済を支える上でも、地域の労働者の生活と賃金、地域産業の持続性を支える上でも重要な役割を果たしていることを踏まえつつも、感染症による経済・雇用への厳しい影響が見られる中、雇用の維持と事業継続、労働者の生活・くらしを守ることを最優先課題として官民、労使を挙げて尽力している状況について特段の配慮をした上で、諸般の事情を総合的に勘案して審議を行ってきた。」とされ、今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、次の①から⑥にわたって列挙してありますが、①として、感染症の影響下の厳しい中であっても、経済の好循環を継続・拡大させることや、非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることに応じていくことが望ましいこと。②といたしまして、政府の支援策も活用しながら雇用維持の努力をしている状況において、最低賃金引上げが雇用調整の契機とされることは避ける必要があること。③として、雇用情勢については、有効求人倍率は全国1倍を超えるものの、休業者数の急増や有効求人倍率の低下、失業率の上昇など、感染症が雇用に与える影響を注視する必要があること。④賃金に関する指標は、引き続きプラス水準を示しているが、前年より上げ幅は縮小しており、加えて、名目GDP成長率も大幅に低下していること。⑤令和元年の雇用・経済に関する指標は、感染症の影響が生じる前のものであり、目安の参考とするには慎重な検討を要すること。⑥世界的に感染状況が拡大している中、今後の感染症の動向や経済・雇用への影響が予断を許さない状況であること。等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行い、公益委員見解が取りまとめられたとされております。

そして、「目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議結果を重大な関心を持って見守ることを要望する。」とされております。

次に、別紙2に目安に関する小委員会報告がございます。これは労働者側見解と使用者側見解が詳細に述べられ、労働者側としてはコロナ禍にあっても引上げを求めているのに対して、使用者側は、据置き・凍結を求め、審議

を尽くしたが、労使の意見の隔たりが大きく、目安を取りまとめるに至らず、公益委員としては、今年度の目安審議については、平成29年全員協議会報告で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、新型コロナウイルス感染症による経済・雇用・労働者の生活への影響等に配慮した上で、諸般の事情を総合的に勘案し、公益委員見解を取りまとめたものであるとなっております。

以上、いろいろと説明しましたが、今年度の答申のポイントといたしましては、

一つ目が、令和2年度地域別最低賃金については、新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当。

二つ目が、地方最低賃金審議会において、上記見解を十分に参酌しつつ、地域経済・雇用の実態を見極め、地域間格差の縮小を求める意見も勘案しつつ、適切な審議が行われることを希望。

三つ目が、来年度の審議においては、新型コロナウイルス感染症等による様々な影響を踏まえながら、経済の好循環の鍵となる賃上げに向け、日本経済全体の生産性の底上げや、取引関係の適正化など、賃上げしやすい環境整備に不断に取り組みつつ、最低賃金については更なる引上げを目指すことが社会的に求められていることも踏まえ、議論が行われることが適当。

以上が令和2年度地域別最低賃金額改定の目安についての説明でございます。

続きまして、令和2年賃金改定状況調査についてですが、赤いインデックスの資料の2番目の令和2年賃金改定状況調査結果について説明いたします。

資料1 ページ目の概略を説明しますと、調査時期は令和2年の6月です。

調査産業は、製造業、卸売業、小売業、その他以下、記入のとおりとなっております。

調査対象事業所につきましては、全国で1万5,641事業所で、そのうち集計事業場は4,796事業所で、集計労働者数は3万527人となっております。

調査項目は、令和元年6月及び令和2年6月における労働者の月間所定労

働日数、1日の所定労働時間数及び労働者の基本給額、諸手当について調査を行っております。賃金改定状況については、令和2年1月から6月までのものを調査しております。年間所定労働日数につきましては、平成30年度及び令和元年度のものを調査しております。

それでは、調査結果を説明させていただきます。

調査結果は、「第1表 賃金改定実施状況別事業所割合」、「第2表 事業所平均賃金改定率」、「第3表 事業所賃金引上げ率の分布の特性値」、「第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女別内訳)」、「第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(一般・パート別内訳)」の5つの表にまとめられております。また、これ以外に参考1及び参考2と付表がつけられております。

「第1表 賃金改定実施状況別事業所割合」ですが、これは賃金改定を実施したのか、しないのか、予定はあるのか、その割合が記載されています。

産業計のDランクについて見ていきますと、1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所の割合は43.4%で、令和元年の47.1%からは3.7ポイント減少しています。引下げを実施した事業所は、産業計のDランクは1.8%で令和元年の2.4%から0.6ポイント減少しております。

改定を実施しなかった事業所は41.5%で、令和元年の33.7%より7.8ポイント増加しております。

第2表につきましては、Dランクの一番左を見ていきますと、産業計で2.8%とありますが、6月までに賃上げを実施した事業所の平均を表していません。

第3表は、調査対象となった賃上げ実施事業所がどの引上げ率で分布しているかを表しております。Dランクの左側の産業計を見ていきますと、中位数を2.0として、上位4分の1と下位4分の1を除いた真ん中の半数の事業所が1.0%から3.1%の範囲で分布しており、分散係数が0.53となっておりますので、ほぼ真ん中を中心とした、極端でない分布をしているということを表しております。分散係数が小さければ小さいほど真ん中の分布の山が狭くなって高くなるということになります。

次に、「第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率(男女

別内訳)」と、「第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率、（一般・パート別内訳）を御覧ください。第4表①の産業計の男女計と、第4表②の産業計一般・パート計は同じ値となっております。Dランクの賃金上昇率は0.9%の上昇で、令和元年は1.9%でした。

参考1及び2は、賃金引上げの実施時期別事業所割合と事由別賃金改定未実施事業所割合ということになっております。

また、付表は、この調査におけるパートタイム労働者比率、男女別労働者数比率、年間所定労働日数となっております。

以上が賃金改定状況調査結果の説明でございます。

【会 長】 それでは、会議次第の3番目、最低賃金と生活保護の乖離額について、事務局から説明してください。

【室 長】 赤いインデックスの資料の3番目の「生活保護と最低賃金」という資料で生活保護と最低賃金の状況の説明をいたします。

この項目につきましては、平成19年の最低賃金法の改正で、最賃決定要素の生計費が、生活保護を下回らないよう配慮する旨の条項が新設されたことにより、毎年その確認を行っているものです。

1 ページ目、生活保護と最低賃金の全国の状況のグラフを御覧ください。△（三角印）の点線が生活保護、◇（四角印）の実線が最低賃金額を示しております。生活保護と最低賃金とも平成30年度のデータで比較していますが、この表のとおり、島根県を含む全都道府県において最低賃金額が生活保護を上回っております。

2 ページ目は、最低賃金データを令和元年度に引き直したグラフとなっております。

3 ページを御覧ください。都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額が記載されています。平成30年度のデータに基づく最低賃金と生活保護の乖離額と、令和元年度に地域別最低賃金を改定した額の合計が最新の乖離額として出ております。

島根県は、平成30年度の島根県最低賃金と生活保護の乖離額が139円

で、令和元年度の最低賃金の引上げ額が26円でしたので、現時点で合計165円ほど島根県最低賃金が生活保護より上回っております。

計算方法を説明いたします。最終ページを御覧ください。島根県における生活保護費と最低賃金額の月額換算額との乖離額の計算表が記載されております。

生活保護は、生活扶助基準と住宅扶助実績値から計算します。

生活扶助基準は、1類費、2類費、冬季加算、期末一時扶助費から成っております。1類費とは、食費、衣服、個人的経費をいいます。2類費とは、光熱水道費など世帯的経費を指します。冬季加算は2類費に含まれます。期末一時扶助費は12月のみとなっております。

生活扶助基準の算出は、地域により各支給額が異なりますので、これらの合計を地域ごとに人口加重平均します。

これに住宅扶助という借家費用の家賃補助があります。生活保護を受けている方には、持家の方、借家の方など、いろいろなケースがありますので、実際に支払われている住宅扶助の実績値の全額を、住宅扶助を受けている人で頭割りをして平均を出し、1人当たりの金額を計算しております。

そして、生活扶助費基準と住宅扶助実績値を加えたものが生活保護費用となります。

表のとおり、1類費及び2類費の合計額で算定する方法で行い、18歳から19歳単身の金額を使用して、それが68,388円、冬季加算が1,892円、期末一時扶助費が973円、住宅扶助実績値が17,659円になりますので、この合計が月額88,912円ということになります。

これに対して最低賃金月額、時給単位の最低賃金月額に月の法定労働時間数173.8時間を乗じた額に、所得税、住民税、社会保険料、雇用保険料を差し引いた残りの額を出します。

この法定控除分の比率を可処分所得といい、平成30年度の可処分所得割合は0.818としています。

最低賃金額を計算しますと、平成30年度の島根県最低賃金額764円に173.8時間と可処分所得割合0.818を乗じた月額は108,617円になり、生活保護費と最低賃金の乖離額は19,705円となります。

これを月の法定労働時間である173.8時間と可処分所得割合0.818で除したものが小数点切上げで139円となり、1時間当たり139円の差額が発生していることとなります。

この139円に、令和元年度の島根県最低賃金引上げ額の26円を加えると、現在の最新の乖離額は165円ということになります。

以上が最低賃金と生活保護の説明で、議題の2及び3の説明は全て終わらせていただきます。

【会 長】 それでは、会議の冒頭に説明しましたように、本日の審議会につきましては、事務局からの説明部分については公開とし、その後の審議の部分については非公開としております。

この後の審議については、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、会議及び議事録を非公開とし、議事録の作成に代えて議事要旨を公開することとします。

したがいまして、ただいま、本日の議題について事務局からの説明が終了しましたので、この後の審議については非公開で行うため、審議を一時中断します。

傍聴者の方には会場から退出をお願いします。

(退出のため中断)

(以下、議事要旨のみ公開)